

尾張旭市保育所整備・改修計画の改訂（案）のパブリックコメント実施結果

令和８年 9 月

- 1 意見募集期間 令和８年 7 月 3 1 日（金）から令和８年 8 月 3 0 日（日）まで
- 2 閲覧場所 市役所こども未来課・1 階市政資料コーナー、スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館・ふらっと、各公民館、図書館及び市ホームページ
- 3 意見提出者数 3 名
- 4 意見提出件数 1 1 件
- 5 意見の要旨と意見に対する市の考え方

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
1	13	第 4 章	待機児童の発生がなければ、保育所を統廃合してよいのでしょうか。定員は余るほど用意し、保育現場に余裕を持たせることで、保育所はいつでも預けられる場所にする必要があるのではないのでしょうか。保育に欠けていないように見えても、こどもを任せる事が不安な保護者もいると思います。（保護者を責めるつもりはありません。）こどもの成長を保証するため、気軽に預けられる状況を作る必要があると思います。政府に対し、保育士の確保とその労働環境改善を強烈に求める必要があると思います。（日本の保育士配置基準は、まだまだ世界的に見て遅れています。）	限られた資源の有効活用を図る観点から、保育所利用ニーズに応じた適切な保育量を確保するため、保育所の統廃合を検討することとしております。 計画的に統廃合を進め、保育施設の環境整備や保育体制の強化など、保育の質の向上を図ってまいります。

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
2	13	第4章	一律同様の対応ではなく、ニーズに応じた対応 整備・改修における基本方針では、保育所全体の定員数を「全市単位」で考えることが妥当とされていますが、保育所の利用状況だけでは、保護者が本当に希望している保育所を把握できないのではないのでしょうか。現在の保育所が定員等の事情で希望順位の低い保育所になっている可能性や、通勤経路等から居住地域と異なる地域の保育所を希望する家庭もあります。 今後の保育所整備では、申込時の希望状況や転園希望など実際の需要を分析し、その結果を踏まえ、定員を増減するなど、利用者のニーズに応じた柔軟な定員設定を行っていただきたいです。「施設数の適正化」だけでなく、「実際に希望する人が利用しやすい保育所配置になっているか」という視点を重視していただきたいです。	統廃合の対象となる保育所の選定については、小学校区内の保育所数等を考慮しておりますが、利用者のニーズに応じた柔軟な定員設定につきましては、現状の保育所の入所児童数や面積要件、必要設備などの面から実施することは難しい状況です。 このため、利用状況などを踏まえ、可能な範囲で定員の弾力運用などの措置を講じてまいります。
3	13	第4章	「民間事業者の活用」について 民間事業者であれば、延長保育、休日保育、一時保育の多様なニーズが期待できる。財政面においても効果が高い。と説明がありますが、民間の保育士の賃金や労働環境が悪いからということでしょうか。 そのような労働条件で、保育士不足が解決するのか疑問に思います。子育て中の保護者の労働環境を改善することで、多様な保育ニーズが減少するような、社会全体の働き方を改善しなければならないと思います。保護者の働き方が過酷になるほど、多様な保育需要が発生します。日本社会全体が、働く人の労働環境改善に向けて、他者の働き方・労働環境を尊重し合う必要があると思います。延長保育、休日保育等、保育士の労働環境の犠牲によって成立するような保育をいつまで続けるのか、議論の余地があると思います。	民間事業者の活用につきましては、民間ならではの柔軟な判断により、特色ある教育・保育の提供や多様なニーズへの対応が期待でき、財政面においては12ページに記載のとおり、国の補助制度を活用することで効果が高いことから民営化を検討するものであり、民間事業者の賃金や労働環境を前提としたものではありません。

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
4	13	第4章	災害のあるなしに関わらず、保育所の整備・改修において大切なことは安心して過ごすことです。 この地域は将来南海トラフ地震が起きるとされています。地震の他にも近年は水害や台風、猛暑が頻発化、激甚化しています。こうした中でも、保育所が普段どおりこどもを預けることのできる整備・改修を計画してほしいです。 財政負担の軽減を図るための保育所利用ニーズを踏まえた統廃合や民営化でとどまることなく、明確に必要な公共施設である保育所は、その目的を果たせるように、今後ともお金を掛けて整備し安心して過ごせるようにしてほしいです。	今後も、安全安心な保育環境を整備してまいります。
5	15	第5章	あたご保育園と東部保育園の2園を閉園する計画となっていますが、こどもの減少からやむを得ないと思います。また、待機児童の状況を踏まえながら、示された時期も検討する計画ということから、強ちに統廃合を進める計画ではないことも理解できました。大筋としては了承できる内容だと思います。	統廃合・民営化の実施にあたっては、人口や入所児童数等の推移から、将来的な需要を見極め、実施の前年度に決定いたします。
6	15	第5章	2園を閉園する計画となっていますが、国の方針が（良い方向に）変わることも期待して、少なくとも閉園後の跡地は手放さないように、いつでも復活させる場所があるようにするべきです。	いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
7	15	第5章	改修や統廃合に係る転園について 保育所の改修・統廃合では、転園が必要となる場合があります。計画案では転園先の確保や入所児童への配慮が検討されていますが、単に「転園先を確保する」だけでなく、入所児童と保護者への負担をできる限り小さくすることを重視していただきたいです。 特に「きょうだい在同一保育所に入所できること」「入所児童ができる限り同じ保育環境を継続できること」「慣れ親しんだ友達や保育士との関係をできる限り維持できること」「保護者の送迎経路や通勤への影響をできる限り小さくすること」などを考慮していただきたいです。 統廃合に伴う転園先を決める際には、単に住所や空き定員だけで決めるのではなく、きょうだいの在園状況や保護者の希望、現在の通園状況等を考慮した調整を検討していただきたいです。	改修や統廃合に係る転園につきましては、入所児童や保護者の方の負担をできる限り少なくする必要があると認識しております。 転園にあたっては、転園先を必ず確保することを前提とし、送迎経路やきょうだいなどのことも含め、保護者の方の希望を考慮した上で、入所調整を行ってまいります。
8	16	第5章	令和10(2028)年度から増築及び大規模改修工事を実施する本地ヶ原保育園へ木材を利用してほしいです。こどもが長時間過ごす場所で自然に木造、木質化した建物に触れられるようにしてほしいです。 8年前の森林公園での全国植樹祭や関連イベントでは国内においても県内の三河山地においても現在は良質な木材が多くあることを知りました。市内には木造建築のはんのき保育園があり、川南保育園は鉄骨構造で内装は木材を使用しています。 本地ヶ原保育園が木材利用施設になることをお願いします。	本地ヶ原保育園の増築及び大規模改修工事につきましては、費用とのバランスを図りつつ、内装の一部に木材を使用する予定です。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
9	-	-	育休退園の廃止 現行制度は、0・1歳児クラスで育児休業に入ると育休退園となります。しかし退園により、こどもは慣れ親しんだ環境から引き離されるなど心理的負担を受ける可能性があり、保護者は出産後の負担が大きい時期の家庭保育や、復職時の再入園手続きの負担が生じます。また、きょうだいが別々の園になる可能性もあります。 「育休退園を前提として待機児童を発生させない」という状態は、真に必要な保育サービスの提供とは言いがたいのではないのでしょうか。県内の育休退園廃止の動きを踏まえ、育休退園の見直しを早急に検討していただきたいです。また、育休退園の廃止はきょうだいの同一保育所入所の可能性を高めるため、保育所整備・改修と合わせた検討を希望します。	育休退園の廃止につきましては、今年度検討しましたが、年齢別人口や申込率などを基に来年度の入所申込者数を推計したところ、育休退園を廃止した場合、3歳未満児において新たな待機児童が発生するおそれがあることから、今年度末での廃止は見送ることといたしました。 本市といたしましても、育休退園を廃止していきたいと考えており、今後も保育ニーズや待機児童の状況などを踏まえ、早期の廃止に向けた検討を引き続き行ってまいります。
10	-	-	きょうだいで同一保育所に入所できる仕組み作り 現状、きょうだいが同一保育所に入所できず、転園希望を出してようやく同一保育所になるケースがあります。同一保育所への入所は、こどもにとって家族が一緒に心強く、保護者の送迎負担も大きく軽減されます。 現在も利用調整できょうだいが考慮されていますが、それでも別々の保育所になるケースがあることを踏まえ、育休退園を廃止した上で、下の子が入所する際に上の子が入所している保育所への優先枠を設けるなど、「きょうだいはできる限り同一保育所に入所できる」ことをより強く実現できる仕組みを検討していただきたいです。	きょうだいで同一保育所の利用を希望される方につきましては、同一保育所に入所しやすいよう利用調整を行っているところですが、保育所の受入状況などにより、希望する保育所に入所できない場合もございます。 こどもやその保護者の方の負担を軽減するためにも、今後も、きょうだいが同じ保育所に少しでも入所しやすくなるよう、選考のバランスを確保しながら、入所調整の仕組みを検討してまいります。

	計画の 関係箇所		意見の要旨	市の考え方
	ページ	章		
11	-	-	小規模保育事業所以外の低年齢児受入可能人数の増員 きょうだいが別々の保育園となる原因の一つに受入状況の違いがあります。低年齢児の受入人数は、保育室の面積や設備等様々な要因があると考えますが、上の子の保育所で下の子の年齢の受入がなければ、他の保育所を選ばざるを得ません。 小規模保育事業所や認可外保育園を最初から希望される場合は問題ないと思いますが、小規模保育事業所は3歳児以降に転園が必要で、こどもの環境変化や保護者の入園不安から小規模保育事業所以外を希望する保護者が多いと聞きます。 令和8年度は待機児童なしということですが、希望する認可保育所に入れずやむを得ず認可外保育園を利用したということもあるのではないのでしょうか。 市は単に保育施設に入れることを目標とするのではなく、保護者が希望する保育サービスを利用できるよう、地域ごとの需要を踏まえた定員設定が重要と考えます。今回の改修・統廃合では、就学前まで継続して同一保育所となるよう選択肢を増やすため、小規模保育事業所以外の低年齢児受入枠の拡充を検討していただきたいです。	認可保育所における3歳未満の低年齢児の定員につきましては、現状の保育所の入所児童数、面積要件や必要設備などの面から、拡大することは難しい状況ですが、利用状況などを踏まえ、可能な範囲で定員の弾力運用などの措置を講じてまいります。